

**新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている
タクシー事業への支援要望について**

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国民生活及び日本経済は、未曾有の危機に瀕しています。地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても令和2年2月以降、観光客の激減、イベントの中止、外出の自粛要請などにより、その影響は極めて甚大です。

5月下旬に一度目の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されたとは言え、タクシーの輸送人員は激減し、廃業も余儀なくされている事業者も発生しています。6月以降、売り上げは少しずつ回復基調にありましたが、8月は7月より悪化しました。9月以降売り上げは、前年同月比で7割程度で推移しておりましたが、第3波の到来を受けて11月以降は再び下落し、12月は前年同月比で7割を下回りタクシー業界は極めて厳しい経営状況にあります。

更に令和3年1月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉を対象区域として、13日には、大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、栃木、福岡を対象区域として緊急事態宣言が再発出され、タクシー業界は、今や正に存亡の危機に瀕しております。

「三つの密」の回避、テレワークの推進、旅行や出張を控えめにする等「新しい生活様式」による感染対策が取られる中、タクシー事業者は、雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を維持しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点より、全タク連において策定した新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、日夜必死に事業を継続しているところです。

運転者は、自らの感染リスクと背中合わせの状況にありながら、マスク着用、車内消毒・換気等感染症対策に万全を期し、ビジネス客や観光客はもとより、医療従事者・介護施設職員等勤務が必要な方々の通勤、高齢者・妊婦・人工透析患者等の病院送迎、移動手段のない方々の買い物支援等に日々頑張っています。

こうした窮状をご理解頂き、エッセンシャルサービス産業かつ社会インフラであるタクシー事業の維持・継続のため、コロナ感染症問題が終息するまでの間、下記の支援等を是非とも講じて頂きたいと思っております。

(記)

○エッセンシャルワーカーたるタクシー乗務員等に対する新型コロナウイルスワクチンの優先的接種

○タクシー事業者への経営助成

- ・ 持続化給付金の複数回にわたる支給及び金額の拡充
- ・ 運転者の感染リスクに対する危険手当の支給

- ・ 歩合給が中心のタクシードライバーの雇用継続のために、コロナウイルス問題が収束するまでの間、前年同月比ベースでみた給与減少分の賃金補填
- ・ コロナウイルス問題が収束するまでの間の最低賃金法の規制の例外的・弾力的な適用・運用、特に最低賃金額割れとなる場合にその不足額の補填

- ・ マスク・消毒液等感染防止対策に係る備品に対する優先的供給及び助成
- ・ 防菌シート、感染防止仕切り板、空気清浄機等感染防止対策設備の配備助成の拡充
- ・ コロナ感染症仕様車両購入助成
- ・ タクシーデリバリーサービスの推進のための保温・保冷装置等購入助成の拡充

○資金繰り支援

- ・ 公的・民間金融機関等による無利子・無担保の融資の拡充
- ・ 金融機関からの融資金の返済猶予
- ・ 金融機関による貸し剥がしの防止

○雇用調整助成金の延長・拡充

- ・令和3年3月1日以降の特例措置の延長
- ・教育訓練加算額（現行2,400円）のリーマンショック時（6,000円）以上への引き上げ
- ・申請手続きのより一層の簡素化及び支給のより一層の迅速化

○公租公課の特例措置

- ・法人税、消費税、固定資産税、事業所税、自動車関係諸税（石油ガス税を含む）等の減免
- ・社会保険料、労働保険料の減免
- ・水道・光熱費の免除
- ・タクシーデリバリーサービスの推進のための登録免許税の軽減

○第3次補正予算案に組み込まれた1.5兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のタクシー事業への活用支援

○Go To Travel事業の推進によるタクシー需要の復活及び地域共通クーポン券のタクシー利用促進に対するPR

（Go To Travel事業再開後）